

(令和8年3月版)

介護保険特定福祉用具購入の手引き

松本市 健康福祉部 高齢福祉課

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

TEL 0263-34-3213 (介護給付担当)

FAX 0263-34-3016

目次

内容	ページ数
制度の概要	3
対象要件	3
支給対象となる福祉用具の種類	3
支給限度基準額と支払方法	5
申請手続きの流れ	6
申請に必要な書類	7
事前申請が必要な場合	8
支給残額の確認・購入歴の確認	11

介護保険特定福祉用具購入について

制度の概要

要支援者(要支援1・2)や要介護者(要介護1～5)の認定を受けた方が、それぞれの能力を活かして、住み慣れた自宅で自立した生活を続けることを目的とする福祉用具の購入を行った場合に、その費用の一部を支給するものです。

事前に指定を受けた販売事業者から購入した福祉用具が支給対象です。また、利用者の身体状況を勘案し、福祉用具の使用がかえって能力低下をまねくなど、その使用が不適切と判断される場合には支給対象外となりますので、担当ケアマネジャー等と十分に相談したうえで購入してください。

対象要件

特定福祉用具購入費支給の申請ができるのは、以下のすべてに該当する方です。

- 1 被保険者が福祉用具の購入日に、要介護認定(支援1、2または介護 1～5のいずれの認定でも可)を受けていること
- 2 被保険者証に記載の住所で、実際に在宅生活を送っていること
※住民票の住所地以外で福祉用具を利用する場合、使用場所の確認をするためにケアプランの提出が必要です。
- 3 購入した福祉用具が対象品目であること
- 4 福祉用具購入の必要性が認められること
- 5 事前に指定を受けた販売事業者からの購入であること

支給対象となる福祉用具の種類

対象となる福祉用具については以下のとおりです。

種目	概要
1 腰掛便座	次のうちいずれかに該当するもの (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む) (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る) 但し、設置に要する費用は給付対象外

種目	概要
2 自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、被保険者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの 専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除く</p>
3 排泄予測支援機器	<p>利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を被保険者又はその介護を行う者に自動で通知するもの 専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く</p>
4 入浴補助用具	<p>座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 入浴用いす 座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するもの</p> <p>(2) 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの</p> <p>(3) 浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるもの</p> <p>(4) 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの</p> <p>(5) 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの</p> <p>(6) 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの</p> <p>(7) 入浴用介助ベルト 被保険者の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの</p>
5 移動用のリフトのつり具の部分	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの</p>

種目	概要
6 簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの 硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なもの
7 スロープ	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く 取付けに際し工事を伴うものは除く 購入数量については、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員のアセスメントに基づき、適切に算定すること
8 歩行器	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式または交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く
9 歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖

支給限度基準額と支払方法

1 支給限度額

支給限度基準額は、要介護度にかかわらず年間 10 万円です。ただし、10 万円のうち、負担割合証に記載された割合(1 割～3 割)は自己負担となります。この限度額内であれば、複数回に分けて利用することができます。

10 万円を超える福祉用具を購入する場合、超えた費用分は全額自己負担になります。



2 支払方法

対象となる福祉用具を購入した場合、その購入費の一部が支給されます。費用の支給は「償還払い」と「受領委任払い」の2つの方法があります。

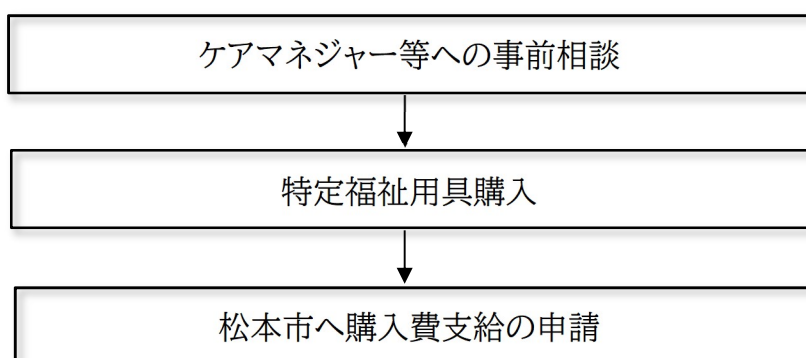
支払方法	
償還払い	被保険者が販売事業者で購入費用の <u>全額</u> を支払います。 介護保険給付対象分については、後日松本市から被保険者の希望する口座へ振り込みます。
受領委任払い	被保険者は <u>自己負担分のみ</u> を販売事業者を支払います。 残りの費用(介護保険給付対象分)については、松本市が直接販売事業者へ支払います。 ※受領委任払いの利用には、 <u>事前の申請が必要です</u> 。市民税非課税世帯であること等の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

いずれの支払い方法でも自己負担額は変わりません。

自己負担額は被保険者の負担割合に応じて、購入費の1割～3割です。

※被保険者の負担割合については、松本市から発行された「負担割合証」をご確認ください。

申請手続きの流れ



特定福祉用具購入は、購入後の申請となります。

同一品目再購入、高額なものや複合機能商品、介護保険の対象かの判断が難しいもの等は、購入前に事前申請が必要な場合があります。詳しくは「事前申請が必要な場合」(8・9 ページ)をご覧ください。

申請に必要な書類

提出書類	備考
1 申請書	(1) 記入時に訂正が必要な場合は、訂正箇所に二重線を引き訂正してください。押印は不要です。 ※口座振込依頼書の「委任状」欄を訂正する場合には押印が必要です。 (2) 振込口座が正しく記入されているか確認してください。 (3) 申請書には「償還払い用」と「受領委任払い用」の 2 種類があります。申請方法を確認の上、市ホームページよりダウンロードしてください。
2 領収書	(1) 宛名が被保険者本人のもの (2) 但し書が記入されているもの 領収書原本の返却を希望される場合には、コピーと原本の両方をご用意ください。原本と相違ないか確認の上、原本はお返しします。
3 福祉用具購入の必要性に係る所見書	担当ケアマネジャーまたは福祉用具専門相談員が、被保険者の身体状況や生活環境について確認し、記入及び該当箇所にチェックをしてください。
4 福祉用具が必要となる理由書	担当ケアマネジャーまたは福祉用具専門相談員が、購入する福祉用具の必要性をアセスメントし、理由書を記入してください。
5 購入商品のパンフレット等の写し	購入した商品がわかるもの。複数商品が掲載されている場合は、購入商品をマーカー等で示してください。

※上記に加え、「排泄予測支援機器」の購入申請の場合は、「申請に必要な書類」に加え、以下の書類を添付する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

- (1) 医学的な所見の確認書面
- (2) 排泄予測支援機器確認調書

受領委任払い制度を使用する場合

受領委任払い制度を利用する場合は、購入前に制度利用可否を確認するための申請が必要となります。

以下の書類を添付の上、必ず購入前に申請してください。

事前申請に必要な書類

- (1) 福祉用具購入費受領委任払承認申請書
- (2) 福祉用具購入費受領委任払いに係る委任状
- (3) 見積書
- (4) 購入予定商品のパンフレット等の写し

後日、被保険者の住所地宛に「福祉用具購入費受領委任払承認(不承認)通知書」を送付します。通知書の内容を確認してから購入してください。

受領委任払い制度を利用できる場合は、通知書に自己負担金額が記載されています。記載の金額を販売事業者へお支払いください。

購入後の申請に必要な書類

- (1) 福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)
- (2) 領収書(通知書記載の自己負担分)
- (3) 福祉用具購入の必要性に係る所見書
- (4) 福祉用具が必要となる理由書
- (5) 購入商品のパンフレット等の写し

事前申請が必要な場合

令和8年4月から、事前申請は、以下のフォームから申請できます。

【介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給事前確認依頼】

<https://logoform.jp/form/N7tm/1229113>



1 同一品目の再購入

同一用途の福祉用具については、原則複数購入することはできません。

ただし、すでに購入している福祉用具が破損等により使用できなくなった場合や、身体状況が著しく変化したことにより既存の福祉用具では対応できなくなった場合にのみ再購入が認められます。

同一品目再購入の注意点

- (1) 古くなった、あるいは汚れた(カビなど)等での理由で新しいものを再購入することはできません。
- (2) 既存福祉用具の撮影日付入りの写真が必要です。破損部分が見えるよう、複数アングルから撮影してください。
- (3) 福祉用具の標準機能部分が破損していない場合は再購入できません。
(例)シャワーチェアの折りたたみワンタッチ機能部分のみが破損し再購入希望。
シャワーチェアとしての標準機能が維持できているため、再購入不可と判断します。(座面や背・肘部分については破損がない場合。)

同一品目再購入の注意点

- (4) 部品交換で修理対応可能な場合は再購入できません。部品代を支給対象としますので申請してください。
破損個所の部品交換が不可能な場合は、福祉用具メーカーが修理不可であると判断したことがわかる書類(廃盤になっており交換部品がない、破損部分を修理したとしても通常利用することができない等、修理不可であることが明確に記載された書類。メールやFAXでの回答書の写しでも可。)と、破損部分の写真等を添付し再購入の申請を行ってください。
交換部品の送料や、修理費用は支給対象外です。

2 オーダーメイドについて

オーダーメイドの福祉用具については、利用者の身体状況や家屋の状態により既製品の福祉用具では対応できない場合にのみ給付の対象となります。

オーダーメイドの注意点

- (1) 見積書、図面(サイズがわかるもの)が必要です。
- (2) 浴室すのこ、浴槽すのこをオーダーメイドで購入する場合、以下のような日付入りの写真の添付が必要です。
 - ア すのこを設置予定の浴室床の全体写真
 - イ 床面の間口と奥行にメジャーをあてた写真
 - ウ 動線上の段差の高さにメジャーをあてた写真(例)浴室出入口の段差、浴槽をまたぐ場合はまたぎの深さ(浴槽内・外の高さ) など
- (3) 購入後に支給申請をする場合には、すのこ設置後の日付入りの写真を添付してください。

すのこは床に固定するものではないため、被保険者が上に乗った際に動く大変危険です。また、壁とすのこ設置場所との隙間が広すぎる場合、利用者が足を挟んでしまう恐れもあります。オーダーメイドすのこ購入時は、段差の解消に加え、清掃時の取り外しのための隙間の確保、かつ浴室・浴槽の床に敷き詰められるという点を考慮してください。

3 商品の照会(複合機能商品・高額商品・給付対象商品か判断がつかない用具など)

福祉用具には様々なタイプがありますが、標準タイプ以外のものについては、利用者の心身や住まいの状況から必要がある場合にのみ選定してください。

商品の照会の注意点

- (1) 複合機能商品の場合、購入後の申請で必要性が認められず給付対象外となるケースが想定されます。被保険者が不利益を被らないためにも以下の商品については事前申請をお願いします。
 - ア 補高便座
ウォシュレット機能付補高便座、ウォシュレット機能付ポータブルトイレ、自動ラップ機能付ポータブルトイレ
 - イ 入浴補助用具
シャワーキャリー
- (2) 支給限度額は年間 10 万円です。標準商品の金額と比較し、著しく高額な場合、その年度中は他の福祉用具が必要になった場合でも保険給付で購入することができなくなってしまいます。購入前に必ず複数の見積もりをとるようお願いします。
- (3) 商品が給付対象か判断がつかない場合、事前に相談いただくことで購入後に支給対象外となるケースを防止することができます。

4 選択制対象品目の購入

令和 6 年 4 月から一部の貸与種目・種類について貸与と購入の選択ができるようになりました。対象となる種目・種類は、「スロープ・歩行器・歩行補助つえ」です。詳しくは「対象となる福祉用具の種類」(5 ページ)をご覧ください。

被保険者の意思決定に基づき、貸与または販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択にあたっての必要な情報提供および医師や専門職の意見、被保険者の身体状況等を踏まえた提案が行われているかを確認します。

選択制対象品目の注意点

- (1) 福祉用具購入により達成したい目標や、購入予定商品の選定を行った理由を確認する必要があるため、福祉用具販売計画書を提出してください。
- (2) 医師または専門職の意見をふまえた利用期間の見込みを必ず記入してください。意見聴取の方法は書面でなくてもかまいません。どなたから意見聴取を行ったかを理由書に記入してください。
- (3) 利用期間の見込みをふまえ、貸与と購入のどちらが適切かをアセスメントし、理由書に当該福祉用具が必要な身体の状態や、購入を選択した理由を記入してください。

支給残額の確認・購入歴の確認

令和7年4月から、支給残額・購入歴は、以下のフォームから確認できます。

【松本市介護保険住宅改修費・特定福祉用具購入費 支給実績確認申請フォーム】

<https://logoform.jp/form/N7tm/962325>



担当ケアマネジャーまたは販売事業者が問い合わせる場合には、必ず被保険者本人から同意を得て確認を行ってください。